

議案第56号

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25  
年条例第10号)新旧対照表 (附則第3項関係)

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)</u>)。以下「<u>指定居宅介護支援等基準</u>」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準第13条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</p> | <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第 号)</u>)。以下「<u>指定居宅介護支援等基準条例</u>」という。)第15条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第15条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</p> |